



ねこの手 Vol. 208 6月号

20年6月1日発行

発行 行政書士近藤法務コンサルタント事務所

許可申請あれこれ(2)

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた「緊急事態宣言」が全国的に解除となりほっとしたのも束の間、都心部などではまだまだ感染者がでています。油断せず、手洗い・うがいなどできる限りの予防をし、感染の第2波が起こらないように対策を怠らないようにしたいものですね。

さて今回は、「トラクタにも特殊車両通行許可が必要!？」のその後のお話です。

◎トラクタにも特殊車両通行許可が必要!？～その後～

農耕トラクタ・作業機のサイズによっては、「特殊車両通行許可」が必要で、「特殊車両通行許可」は、農耕トラクタで通行する道路の道路管理者に申請することになっていますが、今回は津山市道のみ・奈義町道のみを通行する場合についてお知らせいたします。

通行する経路	申請先	申請書類	通行期間	備考
津山市道のみ	津山市役所 土木部管理課	・特殊車両通行許可申請書(様式1)(様式2) ・経路がわかる地図	1年	
奈義町道のみ	奈義町役場 地域整備課	・特殊車両通行許可申請書(様式1)(様式2) ・経路がわかる地図	2年	経路用の地図には路線名を記載すること →奈義町役場で教えてもらえます

申請書のなかでトラクタの諸元(サイズ等)を記載する箇所がございますが、パンフレットなどを見て記載するか、もしわからない所があればメーカーに問い合わせると教えて頂けると思います。申請してから許可が出るまで、余裕をもって1週間程度みてもらって、早めのご準備をお勧めいたします。(河本幸江)



行政相談コーナー 食品衛生法改正に伴う営業許可制度の見直し等

食品衛生法の改正により、令和3年6月から、営業許可制度が変更となります。現在、飲食店営業にかかる許可は、34もあり、一つの施設で多くの許可が必要となる場合もあります。それを原則一施設一許可となるように許可制度を再編します。また、新たに、HACCPの制度化に伴い、営業許可の対象業種以外の事業者の所在等を把握するための届出制度も創設されます。これも施行は、令和3年6月1日です。前者の新たな許可制度では、令和3年6月1日以降に許可を取り直す必要があり、その期限は、令和6年5月31日までとなります。今、現在、許可を取得されている事業者は、今後の情報にご注意ください。

6月の行政相談の開催は未定です。開催の有無は、岡山行政監視行政相談センターのホームページにてご確認ください。また、津山市総合社会福祉会館での開催に関しては、当事務所にお問い合わせいただいてもけっこうです。

行政書士コーナー コロナ対応建設業許可関係（速報）

国土交通省は5月29日、新型コロナウイルスの影響を受けた建設業者について建設業許可の更新や経営事項審査（経審）の受審などに関する特例措置を講じると発表しました。更新申請に必要な書類が一部不足していても受領し、申請書類がそろった段階で審査するなど柔軟に対応。また2019年10月末～20年6月末に事業年度が終了する建設業者の経審の受審を21年1月末まで猶予する、と各関係機関に通達しました。

新型コロナのまん延防止措置を講じることで、許可や経審に必要な書類の作成が遅れてしまうとの懸念があり、国交省は柔軟に対応できるよう、特例措置を設けたものです。許可更新の申請時に必要書類が不足していても受領し、この場合、不足する書類の提出を誓約し、一定の期間内に提出されない場合は更新を認めないという措置も、併せて講じることができるということです。

許可業者は事業年度の終了後4カ月以内に、事業年度終了報告を提出しなければなりません。が、定時株主総会の開催や承認が難しく書類が確定していなくても提出を認めます。この場合は事後に内容が確定したものを提出するよう指導するとのこと。

また、建設業法施行規則の一部を改正する省令を公布し、経審の受審期間に猶予を設けました。19年10月末～20年6月末に事業年度が終了する建設業者は、21年1月末まで受審が猶予されます。21年2月以降は原則通りの運用となります。

経審では消費税納税証明書を活用し、未納税額がないことを確認していますが、未納が判明した場合は完納するよう指導しているところです。しかし、新型コロナの影響により国税の猶予制度の適用を受けた場合は、猶予期限まで完納の指導を不要ととしています。これを受けて、岡山県知事許可の取扱いがどうなるのか、しばらく注視する必要があります。

ねこの散歩

名城のたび（48）～砥石城跡



砥石城跡（瀬戸内市） 遠景（下）



新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、外出自粛制限のなか、お城巡りにも支障をきたすようになりました。そこで、足元に目を向け、「備前の戦国大名、宇喜多氏の足跡をたどる」をテーマに宇喜多の城シリーズを始めたいと思います。第一回は、宇喜多直家の祖父といわれる能家の居城、砥石城です。宇喜多能家は、浦上村宗の重臣でしたが、天文3年（1534）、島村豊後守の夜襲により自決に追い込まれます。その子の興家と孫の直家は落ち延びますが、直家はいつか宇喜多家の再興を心に誓います。その後、直家はこの城を取り戻し、舎弟の浮田春家を城主とし、備前平定後は、その役目を終え、廃城となります。この城は、標高約100mの山城で、登山口から役15分で登れます。三つの曲輪と本丸があり、野面積の石垣や堀切をみることができます。本丸からは、東備前平野を見渡すことができ、天気の良い日のハイキングにもってこいの場所です。

ねこのひげ

事務所ホームページ全面改訂

当事務所のホームページですが、しばらく更新もせず、放っておいたのですが（これには、わけがあり、システム上の課題もあったのですが）、このほど、津山市のホームページとの契約更改もあり、一念発起し、全面改訂をしました。ステイホーム週間を利用して、ソフトを購入し、作ってみました。素人にはなかなか難しい作業でしたが、簡単なものをつくってみました。お暇なときにもご覧下さい。今後も、もう少し、時間ができれば、充実したものにしていきたいのですが、長い目でみてやってください。

ねこのみみ

新型コロナウイルス感染症関連支援窓口等

1. 総務省岡山行政監視行政相談センター
TEL 086-224-1100 FAX 086-221-5661
インターネット
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan.html
2. 内閣府ホームページ
<https://www.cao.go.jp/>
3. 経済産業省ホームページ
<https://www.meti.go.jp/>
4. 岡山県ホームページ
<https://www.pref.okayama.jp/>
5. 津山市ホームページ
<https://www.city.tsuyama.lg.jp/>
6. 津山市商工会議所ホームページ
<https://www.tsuyama-cci.or.jp/>

コロナ関連の情勢は、日々変化しています。生活に関すること、事業の支援に関すること、学校教育、スポーツに関すること、様々な機関が情報発信をしています。正しい情報を的確にキャッチしていきましょう。

当事務所でも、コロナに関する相談を受け付けております。お気軽にご相談ください。行政相談としてお受けいたしますので、相談は無料です。

広告

ハピネスカラーマットで楽しむ

山の幸染めにチャレンジ



- 昇華性染料だから、繊維の奥深く染まり洗濯や摩擦では色落ちしません！
- 庭先や外出先でつけた花や葉っぱをカラーマットでアイロンプリントしてオリジナルのハンカチやスカーフを作ってみませんか！詳しくは電話でお問合せください。

「ねこの手」に関するお問い合わせ、行政相談、各種相談については、こちらまで。

お問い合わせ先

スマイル工房（津山市高野山西 852-1）
インストラクター：近藤 千栄子
TEL: 0868-26-2416
携帯：090-8241-7836

行政書士 近藤法務コンサルタント事務所 行政書士 近藤雅文 行政書士 河本幸江

岡山県津山市高野山西 855-9 TEL (0868) 26-1192

http://www.5e.biglobe.ne.jp/~neko_han/